**○経済産業省・環境省令第一号**

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和四年一月十九日

経済産業大臣　萩生田光一
環境大臣　山口　壮

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則

（再商品化計画に添付すべき書類）

**第一条**　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）第三十三条第一項の規定により再商品化計画の認定を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第三十一条第一項第一号に規定するプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準

二　法第三十三条第二項第六号に規定する者が第六条第一号イ及びロに適合することを証する書類

三　法第三十三条第二項第六号に規定する者が同条第三項第四号イからヘまでのいずれにも該当しないことを証する書類

四　分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設が第六条第二号イ及びロに適合することを証する書類

五　分別収集物の処分の用に供する施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設に係る同法第八条第一項又は同法第十五条第一項の規定による許可（同法第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による許可）を受けていることを証する書類

六　分別収集物の処分の用に供する施設が第六条第三号イ、ロ及びニに適合することを証する書類

七　分別収集物の再商品化（法第二条第八項第二号に掲げる行為に限る。）を行う場合において、当該再商品化が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、当該処分を受けたことを証する書類の写し

八　分別収集物を収集しようとする区域を示す図面

（プラスチック容器包装廃棄物）

**第二条**　法第三十三条第二項第一号の主務省令で定めるものは、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「容器包装再商品化法」という。）第二条第四項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（飲料、しょうゆその他容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第三号）第一項各号に掲げる物品であって、同告示第二項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となったものを除く。）とする。

（再商品化計画の記載事項）

**第三条**　法第三十三条第二項第九号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十三条第二項第六号に規定する者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名

二　分別収集物を収集しようとする区域

三　分別収集物の再商品化により得られた物の利用者及び利用方法

四　分別収集物の再商品化において廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準又は廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置

五　分別収集物の再商品化において法第三十三条第二項第六号に規定する者が当該申請に記載された再商品化の実施方法による処理を行うことが困難となった場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置

（再商品化計画の内容の基準）

**第四条**　法第三十三条第三項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　分別収集物の収集から再商品化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであること。

二　法第三十三条第二項第六号に規定する者に委託する業務の範囲及び当該者の責任の範囲が明確であり、かつ、当該者に対する監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。

三　分別収集物の再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。

四　分別収集物の再商品化の実施に関し生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。

五　分別収集物の収集から再商品化が終了するまでの一連の過程が合理的であること。

六　法第三十一条第一項第一号に規定するプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する使用済小型電子機器等及びリチウムイオン蓄電池を使用する機器その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものが混入していないことを定めたものに限る。）に従って適正に分別して排出されることを促進するために必要な措置を講じていること。

七　分別収集物の再商品化により得られた物の品質を確保するための措置を講じていること。

八　分別収集物の再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳の算出方法が妥当であること。

九　分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれる場合においては、プラスチック容器包装廃棄物の再商品化の実施に要する費用が抑制されたものであること。

（再商品化計画の期間）

**第五条**　法第三十三条第三項第二号の主務省令で定める期間は、三年とする。ただし、法第三十四条第一項の変更の認定にあっては、同条第五項において準用する法第三十三条第三項の認定に係る再商品化計画に記載された同条第二項第二号に規定する期間の開始年月日から三年とする。

2　前項の規定にかかわらず、認定市町村が災害その他やむを得ない事由により認定再商品化計画に記載された法第三十三条第二項第二号に規定する期間内に分別収集物の再商品化を実施することが困難であるときは、主務大臣が認める場合に限り、当該期間は当該事由を勘案して主務大臣が定める期間とみなす。

（法第三十三条第二項第六号に規定する者の能力等に係る基準）

**第六条**　法第三十三条第三項第三号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第三十三条第二項第六号に規定する者の能力に係る基準

イ　分別収集物の再商品化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ　分別収集物の再商品化を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二　分別収集物の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準

イ　分別収集物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ　積替施設を有する場合にあっては、分別収集物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。